

平成29年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 平成29年11月16日(木)

午後2時から午後4時まで

場 所 平塚市役所本館3階 303会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 仮係数に基づく平成30年度の納付金・標準保険税率の説明

(2) 法定外繰入金の削減目標計画(案)の説明

(3) 平塚市国民健康保険運営協議会規則の全部改正(案)の説明

(4) その他

3 閉 会

## 仮係数に基づく平成30年度の納付金・標準保険税率

平成30年度平塚市国民健康保険特別会計当初予算編成の基礎の一つとなる、仮係数に基づいた納付金・標準保険税率が示されました。

### 今後の対応

仮係数に基づいた納付金・標準保険税率を基に、保険税率などを決定し、平成30年度平塚市国民健康保険特別会計当初予算案を編成します。

平成30年1月にも県から示される、本係数に基づく納付金・標準保険税率が仮係数に基づいた内容と同等か下回る場合は、当初予算案はそのまま2月議会に上程し、差分については、その後の補正予算で調整します。大きく上回る場合は、当初予算案の再編成を検討します。

いずれの場合も、次回の国民健康保険運営協議会で当初予算案を説明し、保険税率については諮問します。

### 納付金

納付金は、医療費水準や所得水準を考慮して決められます。市町村ごとの国保事業費納付金を都道府県が決定し、各市町村は都道府県に納付します。都道府県は、国民健康保険財政の「入り」を管理できます。

市国民健康保険特別会計当初予算案では、歳出の国民健康保険納付金として、提示された額を計上します。

### 標準保険税率

都道府県が市町村ごとの標準保険税率を示すことにより、標準的な住民負担の見える化が図られ、将来的に保険税負担の平準化が進められます。

平塚市では、この標準保険税率を参考に平成30年度の保険税率を決定します。

## 平成30年度 仮係数に基づいた国保事業費納付金の内訳

種類	単位	額
総額	円	7,607,032,818
医療分	円	5,191,467,632
一般分	円	5,169,383,170
退職分	円	22,084,462
後期分	円	1,750,384,815
一般分	円	1,745,494,533
退職分	円	4,890,282
介護分	円	665,180,371

介護分は一般分と退職分の合算

## 納付金の計算の流れ

## 1 納付金算定基礎額 県単位で総額を確定

保険給付費(各市町村国保の保険給付費の合計)・後期高齢者支援金・介護納付金  
 - 国・県などから受け取る市町村への交付金など(前期高齢者交付金など)を減額  
 + 県などに支払う納付金などを増額

⇒医療分・後期分・介護分の納付金算定基礎額が決まる

## 2 納付金基礎額 市町村の被保険者数・世帯数・所得総額に応じて案分する

全国の平均所得に対する神奈川県全体の平均所得の比率を $\beta$ とする

医療分・後期分・介護分の納付金算定基礎額

×平塚市国保の年齢調整後の医療費指数(医療分だけ。過去3年間の医療費を全国平均と比較して算出)

×((県内の被保険者数・世帯数のうち、平塚市の被保険者・世帯数の割合)

+  $\beta$ ・(県内総所得のうち、平塚市の所得の割合))/1 +  $\beta$

= 平塚市の納付金基礎額

## 3 国保事業費納付金 各市町村の財政事情に応じて調整

納付金基礎額

+ 各市町村の財政事情などによる返済分などを増額

## 4 退職被保険者等分の納付金を追加

⇒市町村の確定納付金が決まる

平成30年度標準税率(仮係数に基づく)

標準税率の算定方式 応能割 応益割  
(医療分) 53.77 46.23

29年度	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	6.39%	27,120円	24,240円	51,360円
後期課税額	1.33%	5,880円	5,160円	11,040円
介護納付金課税額	1.70%	9,360円	6,120円	15,480円
	9.42%	42,360円	35,520円	77,880円

30年度標準税率	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	6.30%	25,074円	17,150円	42,224円
後期課税額	2.42%	9,654円	6,603円	16,257円
介護納付金課税額	2.24%	11,643円	5,468円	17,111円
	10.96%	46,371円	29,221円	75,592円

差	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	-0.09%	-2,046円	-7,090円	-9,136円
後期課税額	1.09%	3,774円	1,443円	5,217円
介護納付金課税額	0.54%	2,283円	-652円	1,631円
	1.54%	4,011円	-6,299円	-2,288円

差(介護なし)	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	-0.09%	-2,046円	-7,090円	-9,136円
後期課税額	1.09%	3,774円	1,443円	5,217円
	1.00%	1,728円	-5,647円	-3,919円

各市町村の算定方式 応能割 応益割  
52 48

29年度	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	6.39%	27,120円	24,240円	51,360円
後期課税額	1.33%	5,880円	5,160円	11,040円
介護納付金課税額	1.70%	9,360円	6,120円	15,480円
	9.42%	42,360円	35,520円	77,880円

標準税率(各市方式)	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	5.99%	24,697円	20,012円	44,709円
後期課税額	2.17%	9,467円	7,671円	17,138円
介護納付金課税額	2.07%	11,317円	6,052円	17,369円
	10.23%	45,481円	33,735円	79,216円

差	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	-0.40%	-2,423円	-4,228円	-6,651円
後期課税額	0.84%	3,587円	2,511円	6,098円
介護納付金課税額	0.37%	1,957円	-68円	1,889円
	0.81%	3,121円	-1,785円	1,336円

差(介護なし)	所得割税率	均等割額	平等割額	
基礎課税額	-0.40%	-2,423円	-4,228円	-6,651円
後期課税額	0.84%	3,587円	2,511円	6,098円
	0.44%	1,164円	-1,717円	-553円

## 保険税率決定に向けた検討点

### 1 これまでの平塚市の保険税率と、標準保険税率との差(賦課割合)の調整

賦課割合の変更により、加入世帯間の負担割合が異なってきます。現在の賦課割合から、標準税率の賦課割合にどう合わせていくかを検討します。

#### 応能割(所得割):応益割(均等割+平等割)

これまでの平塚市 50:50

標準税率 53.77:46.23

応能割の割合が高いと高所得世帯の負担割合が高く、低いと低所得世帯負担割合が高くなります。

#### 均等割(被保険者割):平等割(世帯割)の違い

これまでの平塚市 35:15

標準税率 32.65:13.58

均等割が高いと、多人数世帯の負担割合が高くなり、少人数世帯の負担割合が低くなります。

### 2 標準保険税率と30年度予測値の差

標準保険税率の数値は、過去の統計データに基づくため、平成30年度の実態にあった数値に置き換える必要があります。

#### 収納率

収納率が高ければ保険税率・税額は下がり、低ければ上がります。これまでの推移や収納率向上に向けた取り組み、県の運営方針などを総合的に判断して、実態に近い収納率を検討します。平成28年度(現年分)は89.44%でした。

#### 被保険者数・世帯数など

いずれも減少傾向が続いています。標準税率の数よりも多ければ税率は下がり、少なければ上がります。平成29年10月31日現在で、被保険者数63,018人、世帯数39,330世帯です。

### 3 法定外繰入金の額の設定

法定外繰入金が毎年十数億円、国民健康保険事業特別会計に入れられています。県国民健康保険運営方針などにより、計画的に削減する一方で、繰入金削減による税率の激変を抑える必要があります。(議題2で詳細)

## 法定外繰入金の削減目標計画（案）の概要

### 背景

#### 1 保険者努力支援制度（都道府県分）の指標

指標の中に「決算補填等目的の法定外繰入等を行っている市町村ごとの削減目標年次を定めた個別の計画の策定」があります。都道府県の取組状況の評価点数60点のうち、30点を占めており、保険者努力支援制度（都道府県分 全国で500億円程度）の交付額に大きく影響するため、対象年度を平成30年度から平成34年度として、平成29年度中に市町村が計画を策定する方針を神奈川県はまとめる見込みです。

#### 2 神奈川県国民健康保険運営指針

決算補填等を目的とした法定外繰入金は削減すべき費用とし、解消・削減にあたっては、計画的、段階的に行うべきである、としています。

削減対象外の法定外繰入として、「保険料及び一部負担金の減免額」「地方単独事業の医療給付費波及増等」「保健事業費」「直営診療施設」「基金積立」「返済金」がある。本市は「保険料及び一部負担金の減免額」「地方単独事業の医療給付費波及増等」が該当しています。平成28年度決算では、合わせて1億8,471万9,849円となっています。

### 削減方法

#### 1 期間

5年間。財政状況及び経済状況により短縮。

①平成33年度から団塊の世代の後期高齢者移行により1人当たりの負担が急増

②繰上充用等をしている赤字国保の再建計画の期間として5年以内が多い

#### 2 基準額

平成28年度の法定外一般会計繰入額 1,114,192,873円

#### 3 方法

基準額の5分の1相当を毎年度、削減します。

#### 4 決算補填以外の法定外繰入金の取り扱い

当面継続します。国や他市の状況、県国民健康保険運営方針などの変化に合わせて、適宜、判断します。

国民健康保険事業特別会計への法定外一般会計繰入金の削減のイメージ

平成28年度決算の法定外繰入金の額を基に5年間で削減する

法定外一般会計繰入金	1,114,192,873 円			
削減期間	5 年			
単年度削減額の基準額	222,838,575 円	単年度削減額	222,839,000	

①28年度決算額を基に、5年間で法定外繰入金を削減する場合

年度	30	31	32	33	34
一般会計繰入金の上限 円	891,353,873	668,514,873	445,675,873	222,836,873	?
端数処理後	891,353,000	668,514,000	445,675,000	222,836,000	

財政補てん以外の法定外繰入金を最終判断

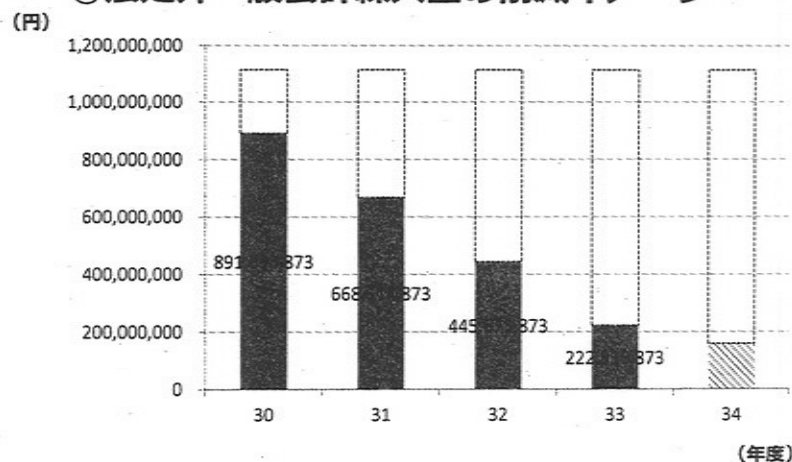
②国の財政支援により法定外繰入金に30年度予算から大きく減額できる場合  
減額した額を基準に、28年度決算を基にした単年度削減額を減額していく。  
税上げの期間が短縮または最終年度が減額される。

例)30年度の繰入金が国の支援で890,000,000円となるケース  
(=現在の税率で、標準税率の計算式によって計算した場合、必要な繰入金が890,000,000円になるケース)  
890,000,000円から28年度決算を基に算定した単年度削減額を削減していく

当初見込みの必要額	890,000,000				
年度	30	31	32	33	34
一般会計繰入金の上限 円	667,161,000	444,322,000	221,483,000	?	?

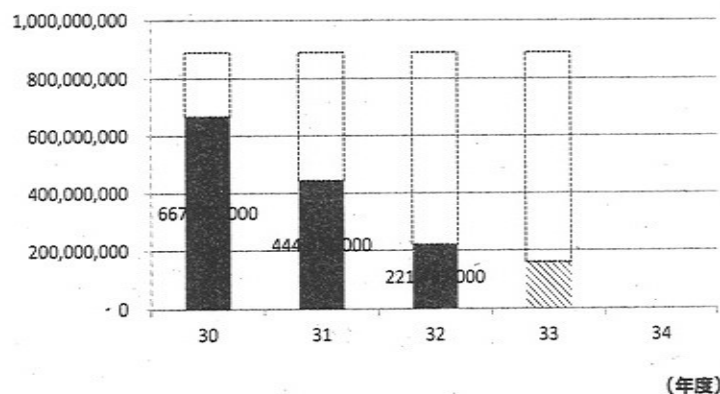
財政補てん以外の法定外繰入金を最終判断

①法定外一般会計繰入金の削減イメージ



②法定外一般会計繰入金の削減イメージ

(国財政支援の効果で1年短縮)



## 平塚市国民健康保険運営協議会規則の全部改正（案）

### 概要

国保制度改革の一環である国民健康保険法施行令の改定に伴い、平塚市国民健康保険運営協議会規則の規定を見直します。

また、昭和34年の規則制定以降、改正がなく、現在の標準的な協議会規則と大きく異なっていることから、一部の条文ではなく、すべての条文を改正します。

### 主な内容

#### 1 委員の任期の削除

国民健康保険法施行令第4条の改正により、市町村の国民健康保険運営協議会委員の任期が2年から3年に変わる予定です。国民健康保険法施行令に規定があるため、任期は除きます。

#### 2 庶務

委員会の庶務を保険年金課で処理することを定めます。

#### 3 その他

協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることを、定めます。

### 施行日

平成30年4月1日



平塚市国民健康保険運営協議会規則(案)

平塚市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第15号)第2条第2項の規定に基づき、国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(会長)

第3条 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康・こども部保険年金課で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**現行**

平塚市国民健康保険運営協議会規則

昭和34年4月6日

規則第10号

(総則)

第1条 平塚市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関しては、法令及び平塚市国民健康保険条例に定めるものの外この規則の定めるところによる。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

第5条 協議会は、委員定数の2分の1以上出席しなければ開くことができない。

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他の事項)

第7条 会長若しくは委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

2 平塚市国民健康保険運営協議会規則(昭和31年9月規則第15号)は、廃止する。